

平成29年度 市民まちづくり提案事業 を募集します！

〈応募期間〉

平成29年5月1日（月）～5月31日（水）

鳥取市の抱える行政課題の解決をめざして、ボランティア団体、NPO法人、まちづくり協議会など市民活動団体のみなさんが、鳥取市と協働で行っていただける事業を募集します。

～以下の行政課題（テーマ）を解決する事業を募集します～

テーマ1：「砂像のまち鳥取」推進につながる事業」

目 的

砂像製作を通して市民が砂像と触れ合う環境づくりをすすめ、市民に砂像を学び理解を深める機会を創出し、市民主導の砂像イベント実施や市民からの情報発信を強化することで鳥取市の砂像ブランドの更なる向上を図る。

主管部局

鳥取砂丘・ジオパーク推進課 （TEL）0857-20-3036

テーマ2：「地域資源活用による街なか暮らしの魅力創出につながる事業」

目 的

中心市街地における多様な地域資源の活用により、街なか暮らしの魅力を創出し、市内外に情報を発信することで、鳥取市の街なか暮らしへの関心を高め、新たな居住希望者、暮らし体験希望者の増加を図る。

主管部局

中心市街地整備課 （TEL）0857-20-3276

お問い合わせ・書類提出先

〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地 （市役所本庁舎3階）

鳥取市企画推進部地域振興局協働推進課

電 話：（0857）20-3182 FAX：（0857）21-1594

Eメール：kyodosuishin@city.tottori.lg.jp

1 この事業は・・・(事業の目的)

市民まちづくり提案事業は、市民活動団体の新しい発想や柔軟性、専門性を活かした「まちづくり事業」の提案を募集し、提案団体と市が協働して取り組むことで、地域の課題解決やまちの活性化につなげていくことを目的としています。

また、この事業を通じて市民活動団体が、協働事業を提案しやすい環境づくりを進めながら、市民活動団体と市とのよりよい協働によるまちづくりを推進していきます。

2 提案できる団体

市内に住所を置く又は主に市内で活動しており、提案する事業を主体的に行っていただけの**市民活動団体(※)**です。

(※) 市民活動団体とは

この制度における市民活動団体は、以下のいずれかの分野で活動し、営利を主たる目的とせず、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする団体で、ボランティア団体、NPO 法人、自治会、まちづくり協議会などが考えられます。

※提案できない団体

- ①宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
- ②政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体
- ③公職選挙法第3条に規定する公職にある者(当該候補者になろうとする者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体
- ④暴力団員または暴力団やその構成員の統制下にある団体

3 提案できる事業

市が設定した表紙の行政課題(テーマ)の解決を目的として、平成29年度に実施・完了し、市と協働することにより相乗効果が期待できる事業の提案を募集します。

※提案できない事業

- ①政治、宗教及び営利を目的とする事業
- ②平成29年度において国又は地方公共団体による財政的な補助を受けている事業
- ③事業効果が特定の個人・団体又は地区住民のみに帰属する事業
- ④施設等の整備、または設備や備品の整備を主たる目的とする事業

4 提出書類と提出方法

事前に各テーマの担当課と事業内容を協議していただいた上で、次の書類を提出してください。様式は市ホームページからダウンロードできます。

- ①市民まちづくり提案事業実施計画書
- ②団体の会則、規約等、及び会員名簿(会則等がない場合は別途ご相談ください)
- ③その他これまでの活動実績のわかる資料

書類は表紙のお問合せ・書類提出先までご持参いただくか、郵送してください。

5 助成金の算出について

提案事業に対する助成金は、以下の助成金額や助成対象経費に基づいて算出します。

① 助成金額

助成率	上限額
助成対象経費の10分の10以内	40万円

② 助成対象経費

助成金交付の対象となる経費は、提案事業の実施に直接要する次の経費です。

費目	対象となる経費の例
人件費	・アルバイトなど臨時スタッフの経費 ※補助の対象となる単価の上限は、1時間当たり924円とします。 ※対象経費の10%以内
謝礼金	・講師、活動指導者への謝礼 ・調査・研究に対する報酬
旅費	・講師、活動指導者の交通費、宿泊費の実費 ・提案者（又はその構成員）が要請に応じて出向く際の交通費 ※日時・交通費・経路・運賃等を明確にしてください。 ※宿泊費は1泊 9,800円を上限とします。 ※自家用車の場合はkmあたり16円を上限とします。 ※上限額を超える部分は、補助対象外経費に計上してください。
消耗品費	・事務用品、書籍等の購入費 ・材料、燃料等、消耗品の購入費 ※1点1万円未満のものに限る
印刷製本費	・チラシ・ポスターの印刷代 ・写真の現像代
通信運搬費	・切手代、郵送料、宅配費用 ※提案者（又はその構成員）に対する運搬費はガソリン代等の実費を上限とします。（距離 ^(キロ) ×燃料時価÷燃費(10km/l)）
保険料	・イベント保険、ボランティア保険等の保険料
委託料	・通訳・翻訳・原稿料 ・クリーニング代
使用料・賃借料	・会場・施設の使用料 ・車両・機械レンタル料

③ 助成対象とならない経費

次のような経費は対象となりません。ただし、事業全体を明らかにしていただく必要があるため、収支予算（様式2号）には、事業にかかる経費をすべて記載してください。

- ・飲食費
- ・会員に対する謝礼金、委託費、使用料・賃借料
- ・団体の経常的な運営に関する経費（事務所の光熱水費など）
- ・参加者への金品の補助、及び景品、記念品などの購入経費

※対象経費は領収書等により確認できることが必要となりますので、事業終了後、実績報告書と領収書等の写しを提出していただきます。

6 審査・選考方法

(1) 提案事業の審査会

提案内容の審査は、鳥取市市民自治推進委員会(※)が行います。

提案団体は、審査会において事業内容のプレゼンテーションと鳥取市市民自治推進委員からの質問に答えていただきます。審査会の日程は、別途お知らせします。

鳥取市市民自治推進委員会は審査結果に基づき、市民まちづくり提案事業として助成金を交付する候補事業を市長に推薦します。

※鳥取市市民自治推進委員会

学識経験者、市民活動関係者、一般公募市民等で構成され、鳥取市の参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進について調査・審議し、答申を行う市長の諮問委員会

★審査のポイント ～主に次の点を審査します～

項目	内容
公共性	社会ニーズや住民ニーズなどが的確に把握され、地域社会の発展又は地域課題の解決に繋がるものであるか。
実現性	協働事業の内容や実施方法は、実現性が高いか。
効果性	事業成果の活用や他への波及効果が期待できるものか。
協働性	協働で実施することにより、大きな効果や住民サービスの向上が期待できるものか。事業の実施体制、役割分担が明確化しているか。
費用の妥当性	実施事業経費が適正に計上されているか。予算の収支、経費の見積もりは妥当か。

(2) 助成金交付決定

鳥取市市民自治推進委員会による審査の結果を基に、市長は助成金を交付する事業及び交付額を決定し、その結果を市民まちづくり提案事業助成金交付決定通知書により提案団体に通知します。

7 事業のながれ

時期	項目	説明
5月	提案事業のテーマの発表	この募集要項により、事業のご提案を募集します。
	担当課との協議	担当部署と協議したうえで、書類を作成いただきます。
	書類の提出	詳細は「4 提出書類と提出方法」をご覧ください。
6月	審査会	詳細は、「6 審査・選考方法」をご覧ください。
	提案事業の採否決定	
事業実施		事業内容は原則として変更できませんので、事前にご相談ください。
事業	事業実施報告	事業報告書、写真、事業に係る領収書等をご提出いただきます。
終了後	助成金の請求・交付	概算払を受けることもできます。
H29	事業報告会	提案団体のご協力をお願いすることがあります。

★提出していただいた書類は個人情報を除き、情報公開の対象となります。

★事業実績を市のホームページなどで広く情報公開していきます。